第二十一条の次に次の一条を加える。

（不動産の価格等に準ずるもの）

第二十一条の二　令第一条の十八第四号に規定する内閣府令で定める数値は、次に掲げるものとする。

一　行政機関（地方公共団体を含む。）が法令の規定に基づき、又は一般の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の賃料等（賃料、稼働率、空室率その他の不動産の価値又は収益に関する数値をいう。以下この条において同じ。）又は二以上の不動産の賃料等の水準を総合的に表した数値

二　不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の賃料等又は二以上の不動産の賃料等の水準を総合的に表した数値

第二十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　監督（第百九十八条―第二百八条）」を「第四節　監督（第百九十八条―第二百八条の二）　第四節の二　特別金融商品取引業者等に関する特例　第一款　特別金融商品取引業者（第二百八条の二―第二百八条の十七）　第二款　指定親会社（第二百八条の十八―第二百八条の三十五）　第三款　雑則（第二百八条の三十六―第二百八条の三十四）」に改める。

第一条第一項中「金融商品取引清算機関」の下に「「外国金融商品取引清算機関」を加え、同条第三項中「府令」の下に「（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）」を加え、同項第二十九号の次に次の四号を加える。

二十九の二　特別金融商品取引業者　法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者をいう。

二十九の三　対象特別金融商品取引業者　法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。

二十九の四　指定親会社　法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。

二十九の五　最終指定親会社　法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。

第一条第三項中第四十八号を第五十号とし、第四十三号から第四十七号までを二号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の二号を加える。

四十三　連携金融商品債務引受業務　法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。

四十四　連携清算機関等　法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。

第一条第四項第四号中「金融商品取引法施行令」を「特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令」に改める。

第二条中「法第百八十八条」を「第百八十八条」に改め、「金融商品取引業者等」の下に「、指定親会社」を加える。

第九条第二号イ中「並びに第二百二条第八号」を「、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第五号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号並びに第二百八条の三十二第二号」に改める。

第十条第一項第二号ロ中「この号」の下に「、第三十八条の二、第三十八条の五」を加え、「並びに第二百二条第五号及び第十六号」を「、第二百二条第五号ロ及び第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八条の三十二第九号」に改める。

第十一条第二項中「方法」を「方式」に改める。

第十三条第四号イ(3)中「第百九十九条第七号」の下に「及び第十三号イ」を加え、「及び第二百二十三条第十号」を「、第二百八条の三十一第一項第八号イ並びに第二百二十三条第十号」に改める。

第三十六条中「規定する居住者をいう」の下に「。以下この款において同じ」を、「非居住者をいう。」の下に「以下この款及び」を加える。

第三十八条の次に次の四条を加える。

（特定主要株主となった旨の届出）

第三十八条の二　法第三十二条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者の特定主要株主（同条第四項に規定する特定主要株主をいう。以下この条及び第三十八条の五において同じ。）以外の主要株主は、別紙様式第八号の二により作成した特定主要株主となった旨の届出書に、当該届出書の写しを添付して、居住者にあってはその本店等の所在地（個人である場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、非居住者にあっては関東財務局長に提出しなければならない。

（親会社等となる者）

第三十八条の三　令第十五条の十六の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものに係る場合におけるものを除く。）とする。

一　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社

二　指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

（関連会社等となる者）

第三十八条の四　令第十五条の十六の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものを除く。）とする。

一　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社

二　指定国際会計基準その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

（特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出）

第三十八条の五　法第三十二条の三第二項の規定により届出を行う金融商品取引業者の特定主要株主は、別紙様式第八号の三により作成した特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書に、当該届出書の写しを添付して、居住者にあってはその本店等の所在地（個人である場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、非居住者にあっては関東財務局長に提出しなければならない。

第三十九条中「前三条」を「第三十六条から第三十八条まで」に、「第三十二条の規定」を「第三十二条第一項及び第二項の規定」に改める。

第七十九条第二項第二号中「令第十六条の四第一項各号に掲げる取引（以下「店頭金融先物取引」という。）に係るもの」を「店頭デリバティブ取引契約（令第十六条の四第一項第一号イからハまでに掲げる取引（以下「店頭金融先物取引」という。）に係る同号に掲げる契約又は同項第二号に掲げる契約（第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）」に改める。

第八十条第四項中「店頭金融先物取引に係るもの」を「店頭デリバティブ取引契約」に改める。

第八十六条第一項第七号ト中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）」を「財務諸表等規則」に改める。

第八十八条第一項中「この条及び次条において」を削る。

第九十一条第一項第二号中「第九十五条第一項第一号」の下に「及び第百五十三条第一項第四号ニ(6)(i)」を加える。